

◆ 令和3年度 鳴門市 部長実行宣言 ◆

(消防本部)

消防長
山下 浩史

部長コメント（基本姿勢、基本目標など）… キャッチフレーズは「かけがえのない生命を守る！」

鳴門市消防本部は、消防総務課、予防課、警防課、消防署、大麻分署を所管しています。
 消防組織法に定められている通り、消防の任務は国民の生命、身体及び財産を災害から守ることです。
 この任務を果たすべく、全職員が幅広い知識と技術の習得、気力・体力の錬成に努め、「安全で安心なまち・なると」を目指します。
 今年度は、特に以下のことに重点をおいて業務を推進してまいります。



| 重点項目(最優先) | 現状と課題 | 目標(何を、どうする) | 目標達成に向けた取組工程 |
|-----------|---|--|--|
| 大麻分署の整備事業 | <p>□現状 大麻分署は耐震機能の不足に加え、築52年が経過し老朽化が進んでいる。また、南海トラフ巨大地震等の発生が危惧されるなか、現在の消防本部庁舎が被災し機能の一部が使用できなくなった場合に備え、その機能を補完できる施設にする必要がある。 令和2年度には大麻分署建設に関する検討作業部会を設置し、建設候補地5箇所から3箇所へ絞り込みを行った。</p> <p>■課題 耐震機能が不足していることや、築52年が経過し老朽化が進んでいることから早急に整備する必要がある。</p> | <p>□今年度の目標 大麻分署建設に関する検討作業部会で抽出した3箇所について、大麻分署庁舎建設に関する検討委員会を設け、建設用地の選定並びに基本計画等の策定を行う。</p> | <p>□実施スケジュール ①建設用地の選定 市関係各課等含めた大麻分署庁舎建設に関する検討委員会を設け、建設用地の選定を検討（R3年5月～7月） ②基本計画等の策定 検討委員会において、基本計画等の策定を検討（R3年8月～9月）</p> |

◆ 令和3年度 鳴門市 部長実行宣言 ◆

(消防本部)

| |
|-------|
| 消 防 長 |
| 山下 浩史 |

| 重点項目(特に推進すべき) | 現状と課題 | 目標(何を、どうする) | 目標達成に向けた取組工程 |
|----------------|---|--|--|
| 消防指令システムの更新整備 | <p>□現状 令和8年度より、徳島県主導で消防指令センターの共同運用を予定していたが、令和17年度以降に延期となった。 現在の消防指令システムは運用開始後10年経過することから、安定的なシステム稼働を実現するため本システムの単独での更新整備が必要不可欠である。</p> <p>■課題 システム運用開始から10年以上経過することにより、部品の調達が出来なくなる可能性があることから、システムの安定稼働が出来なくなる恐れがある。</p> | <p>□今年度の目標 消防指令システムの導入については、デジタル無線と密接に連携する必要があることから、両システムの同時更新も含め、関係各課の協力を得ながら更新方法や契約方法等、様々な比較検討を行いシステムの更新計画を作成する。</p> | <p>□実施スケジュール ①消防指令システム及び消防救急デジタル無線の更新計画検討(令和3年4月～6月) ②消防指令システム及び消防救急デジタル無線の更新費用及びシステム間の連携費用の調査(令和3年6月～7月) ③消防指令システム及び消防救急デジタル無線のコストの比較検討(令和3年7月～8月) ④仕様書作成、予算計上(令和3年8月～9月)</p> |
| 防火対象物等の立入検査の推進 | <p>□現状 昨年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を行ないながら第1種特定防火対象物を中心に立入検査を実施した。 防火対象物は2,663件中94件で検査率3.5%、危険物施設(第1種)は247件中49件で検査率19.8%と、令和元年度を大幅に下回った。</p> <p>■課題 ①新型コロナウイルスの感染状況次第では計画通り立入検査が実施困難な可能性が高い。 ②予防課員だけの立入検査では実施率の向上に限界がある。 ③代替措置として、電話や郵送等の連絡により事業者の関係者等が防火対策チェックを行える対策を検討する。</p> | <p>□立入検査の方針 鳴門市火災予防立入検査実施基準に基づき年次計画的に立入検査を実施するとともに、消防署員との連携で立入検査体制の充実強化を図る。 また、事業者の関係者が防火対策チェックを行える防火対策マニュアルを作成する。</p> <p>■検査率の目標値 ①防火対象物(2,675件) R2年度(17%)→R3年度(17%)※通常 R2年度(3.5%)→R3年度(8%)※非常時 ②危険物施設(244件) R2年度(52%)→R3年度(52%)※通常 R2年度(19.8%)→R3年度(30%)※非常時</p> | <p>□実施スケジュール ①防火対象物を対象とした立入検査 ※消防署と合同(R3年5月～R4年3月) 重点実施期間: R3年11月、R4年3月(火災予防運動期間) ②危険物施設を対象とした立入検査 ※消防署と合同(R3年6月～R4年3月) 重点実施期間: R3年6月(危険物安全週間6/6～6/12) ③防火対策マニュアル作成 防火対策マニュアル作成(R3年5月～6月) 防火対策マニュアルの説明指導(R3年7月～9月)</p> |